

議 第 6 号

特別支援学校における教室不足の解消に  
向けた財政支援を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣  
文 部 科 学 大 臣  
共 生 社 会 担 当 大 臣  
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

児童生徒数の増加に伴う特別支援学校の教室不足の解消に向け、政府は、特別支援学校における校舎の新增築等を国の補助事業として優先的に採択するほか、令和2年度から本年度までを学校設置者を支援する集中取組期間と定め、既存施設を特別支援学校の用に供する改修事業に関しても国庫補助の算定割合を3分の1から2分の1に引き上げる時限措置を講じてきた。

本県でも、教室不足解消に向けた施設整備を進めてきたところであるが、全国における特別支援学校の児童生徒数が過去最多を更新し続ける中、今後も安定した財源の下、適切な教育環境の整備を継続する必要がある。

また、交付金等の算定に用いられ、建物の構造区分ごとに国が定める建築単価は、市場における労務及び資材の価格上昇等の実態が反映されているとは言えず、厳しい財政状況の中で自治体の負担は大きくなっている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、特別支援学校における教室不足の解消に向けた継続的かつ十分な財政支援により、障害のある児童生徒の適切な学びの場を確保するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 特別支援学校の校舎の新增築等を国の補助事業として引き続き優先的に採択するとともに、教室不足解消に向けた集中取組期間を令和7年度以降も継続すること。
- 2 交付金等の算定に用いられる建築単価の物価変動等を反映した改定、補助率の引上げ等、特別支援学校の施設整備に係る補助制度の拡充を図ること。